

令和2年 冬号 12月発行

クオリティライフ いちかわ

市川市消費生活センター
TEL:047-320-0668

今回は・・・

- ★ スポーツジムの契約と解約時の注意
- ★ 「楽しくもうかる」にご注意を ～情報商材のトラブル～
- ★ 『民法の一部を改正する法律』が4月1日から施行されました
- ★ キャッシュカードと暗証番号をだまし取る詐欺に注意

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。(要予約)

☆ 消費生活センター
問合せ 047(320)0666

★スポーツジムの契約と解約時の注意

スポーツジムやヨガ教室などを利用する人が増えていますが、それに伴い様々なトラブル相談が年々増加しています。最近では、新型コロナウイルスの影響でスポーツジムなどの退会の手続きについての相談が多く寄せられています。契約内容を十分理解して契約することが大切です。

事例1

ホットヨガの体験教室に申込み、1時間1,000円で受講した。体験後に仕事や子育て、介護で忙しいことを伝え、何度も断ったが、契約書にサインをしないと帰らせてくれない雰囲気だったので署名した。電話で解約を申し出たが「継続必須期間の3か月間は解約できない」と言われた。

事例2

インターネットで見つけたスポーツジムで、痩身エステ等のサービスが付く6か月コースをキャンペーン料金の約19万円で契約した。「解約の際はキャンペーン料金ではなくなるため、通常料金との差額2万円を支払えばよい」と言われた。3か月後に解約を申し出たところ、通常料金で計算し直しになると言われ、16万円を請求された。



アドバイス

- スポーツジムなど店舗で交わした契約には、原則としてクーリング・オフ制度はありません。安易に契約せず、契約をする際には、契約書面や規約を必ず読み、内容を確認してから契約しましょう。
- 入会金無料や月会費の割引などのキャンペーンで契約した場合は、解約に特別な条件が付いていることがあります。解約条件や解約料については、契約書面等で確認すると同時にスタッフに説明を求め、十分に確認しておきましょう。
- ホットヨガのレッスン環境は、日常生活における熱中症予防指針では「危険」に相当します。ホットヨガによってめまい、のぼせ、吐き気、頭痛などを訴える相談があります。持病や既往症がある場合は実施を慎重に検討しましょう。

★「楽しんでもうかる」にご注意を！

～情報商材のトラブル～

インターネット上には「1日に数分の作業で月に数百万円を稼ぐ」「月収100万円も夢ではない」など「楽しんでもうけよう」というもうけ話が沢山出回っています。また、SNSで知り合った人や知人を介して勧誘されるケースもあります。

これらは「情報商材」と呼ばれており、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されています。



(消費者庁イラスト集より)

事例1

「誰でも簡単に1日10万円を稼ぐことができる」「月収100万円も夢ではない」などとインターネット上で閲覧し、興味を持って話を聞き、クレジットカードで総額100万円の情報商材を購入する契約を締結することになった。思い通りに稼ぐことができず、クレジットカードの支払いのみが残った。解約を申し出たが、返金は一切しないと規約に書いてあった。

事例2

高収入を得る方法を教えると強調されたWEB広告を見て連絡をしたところ、「高額な契約をすれば副業等で収入を得ることができるノウハウを教える」と勧誘されコンサルティング契約をしたが、実際には説明と異なりもうからない。

トラブルの特徴

- 情報商材の広告や宣伝には、ネットやSNSの広告・投稿等の様々な方法が用いられています。広告では、大金を手に入れられることや簡単な作業であることが強調されていますが、実際は、「簡単に稼げる内容ではない」「事前に説明されたサポートがない」という苦情がみられます。
- 広告を見て、気軽な気持ちで問い合わせたところ、セミナーや飲食店に誘い出されるなどして高額な契約を迫られ、断りきれずに契約をしてしまう事例がみられます。また、お金がないと断ろうとしても、クレジットカードや借金等で支払わせようとします。

トラブル回避のためには

- 「100%元が取れる」「必ずもうかる」等の事業者の説明を安易に信用しないようにしましょう。
- 「収入でクレジットカードの支払いはカバーできる」と言われても、クレジットカードでの高額な契約や消費者金融で借金をしてまで契約をすることは避けましょう。
- 断るときは「お金がない」ではなく、「契約はしない」とはっきり断りましょう。

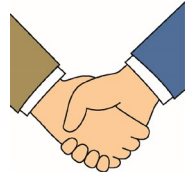
コロナ禍で本業の収入が減少し、副業を考える方もいらっしゃると思いますが、「うまい話」の契約は慎重に検討しましょう。

不安に思ったり、トラブルになった場合は消費生活センターにご相談ください。

参考:くらしの豆知識2020、国民生活センターHP

★『民法の一部を改正する法律』が4月1日から施行されました

約120年ぶりに民法（債権法）が改正されました。民法のルールをよりわかりやすいものとするために、基本的なルールが明文化されました。身近な事例で紹介します。



（消費者庁イラスト集より）

○【契約の成立】

Q：お店で気に入ったデザインの洋服を見つけたがサイズが合わなかったので、購入する約束で取寄せを依頼した。後で他の店で気に入った洋服を見つけたのでキャンセルしたい。注文をキャンセルできる？

A：キャンセルはできません！

民法が改正され、契約は相手が承諾したときに成立することが条文に明記されました。

事例の場合、「購入するので取り寄せてほしい」との申込みに対し店が承諾した時点で契約が成立するので、消費者の都合で一方的にキャンセルすることはできません。

○【意思能力（契約した場合、その結果どうなるかを判断できる精神能力のこと）】

Q：一人暮らしの重度の認知症の母が、住宅リフォーム工事の契約をしたが、工事の内容やいくら払わねばならないのか全く理解していない。工事は完了しているが契約をなかったことにはできないか？

A：契約をなかったことにできる！

意思能力がない状態で行った契約などの法律行為は無効であることは、これまでも裁判では認められてきましたが、民法には定めがありませんでした。高齢化社会で判断能力が低下した高齢者が不当に不利益を被ることを防ぐため、意思能力がない時にした法律行為は無効であると条文に明記されました。

○【賃貸借契約の敷金、原状回復】

Q：賃貸アパートを退去したところ、汚したりキズつけたりしていないのに、畳の表替えやクロスの張替えなどの高額な修繕費を請求された。納得できない。請求通り払わなければならないのか？

A：払わなくてよい！（特約がある場合は、特約が優先されることもある。）

民法の改正により

(1) 敷金については、貸主は賃料の未払分等を差し引いた残額を返還しなければならない

(2) 賃貸借の借主は、通常損耗^{*1}や経年変化^{*2}については原状回復をする必要はないことが条文に明記されました。

^{*1} 通常損耗…畳のすり減りなど、誰が使用しても発生する損耗

^{*2} 経年変化…畳の日焼けなど年数の経過や自然現象による品質・性能の劣化

参考：『民法（債権法）改正』法務省

：『これだけは知っておきたい民法改正』

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

★キャッシュカードと暗証番号をだまし取る詐欺に注意

市内で警察を名乗る者から「銀行のキャッシュカードが偽造されている。新しいカードにした方がよいので、今から担当者が訪問する。」と電話があった後に、訪問した者にキャッシュカードをだまし取られて、口座から現金を引き出される被害が発生しています。

こんな言葉は要注意



「キャッシュカードの交換が必要」

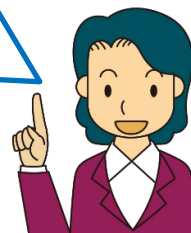
「カードと暗証番号を書いたメモを封筒に入れて」

「封印をするので印鑑を取ってきて」

※ 訪問した者が持参した封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いた紙を入れさせ、封印するための印鑑が必要と印鑑を取りに行かせ、そのスキに封筒をすり替えます。

「カードを使えなくするため切り込みを入れる」

※ キャッシュカードは、数センチ程度の切り込みを入れても、IC チップや磁気テープが傷つかなければ、現金を引き出すことができます。



(消費者庁イラスト集より)

～被害にあわないために～

- 警察や公的機関、金融機関の職員等が通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることはありません。このような電話がかかってきたら、すぐに電話を切りましょう。
- もし訪問されても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしてはいけません。
- 少しでも不安に思ったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センターにご相談ください。

参考: 国民生活センターHP



消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 ザ・タウン イースト 213号

相談日時 月曜日～金曜日(窓口及び電話相談)

※第2・第4土曜日(祝日除く)は電話相談のみ受付

午前10時～午後4時

相談電話 **047-320-0666**

※ 消費生活センターの休所日

土曜日(第2・第4土曜日を除く)

日曜日・祝日・年末年始

◇ 行徳支所 市民相談室 消費生活相談

市川市末広1-1-31 行徳支所 2階

相談日時 第2・第4火曜日(窓口及び電話相談)

午前10時～正午、午後1時～午後4時

(祝日除く)

相談電話 **047-359-1121**

※ 第2・第4火曜日以外は

消費生活センターへご相談ください

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、窓口相談は中止します。電話相談をご利用ください。

◇ 上記相談日時以外の相談(年末年始を除く)

消費者ホットライン(消費者庁) 電話: **188(局番なし)** をご利用ください。

相談時間 午前10時～午後4時